

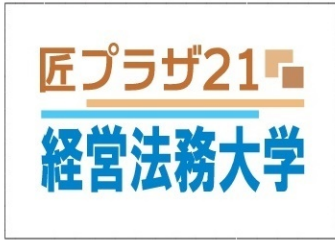
◆株式の譲渡制限

株式の譲渡は、原則自由であり、株主はこれによって、第三者から投下資本の回収ができる。

株式譲渡自由の原則に対しては、法律による譲渡制限と定款の定めによる譲渡制限がある。権利株(株式引受人の地位)の譲渡と株券発行前の株式譲渡は会社に対して効力を持たず、子会社による親会社の株式取得は禁じられている。

株式会社は、定款でもって「譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する」旨を定めることができるので、中小企業の大多数は経営にとって好ましくないから株主の介入を防ぐため、この閉鎖性維持制度を採用してきた。

く、発行する全部又は一部の株式譲渡による取得について、会社の承認を要する旨の定めがあるか否かで区別される。



対相続人の株式売渡請求

承継にも同種の対応策が整った。

株主が死亡すると、株式は遺産の一部を形成し相続人に承継される。非公開会社の場合、会社にとって厄介な事態(相続人間での支配権争い)が招来されないとも限らず、これを避ける方法として、相続人の同意がなくても、株式を会社において取得できることにした。

【制度利用の要件】

①当該株式が譲渡制限付きであること、②定款に売渡請求ができる旨を定めていること、③会社による自己株式の取得が財源規制(剰余金の分配可能額以下)に違反しないこと、④売渡請求をする相手方の氏名および株式の数を特定して株主総会での特別決議

を経ること、⑤相続のあったことを知った日から1年の間に売渡請求すること。定款の定めは相続開始後でもすることができ、定款変更の決議は特別決議になる。

譲渡価格は双方の協議で定めるが、協議不調の場合は、いづれからも請求のあった日から20日以内に裁判所に価格決定の申立てができる。

中小企業のほとんどは特定のオーナーによって会社が支配・維持されている。同じオーナーの中でも、相続人に対する売渡請求が必要とされるケースは、当該オーナーが単独で過半数を満たさず、2分の1又は3分の2を超える議決権を確保しようとする場合などになる。

◆オーナー死亡のとき

売渡請求を受ける相続人は、株主総会の決議に加わる

ことができない。その結果、ナンバー2がいて支配権を争っている会社でオーナーが死亡すると、想定外の展開が起こり得る。

特別決議を経るための株主総会を招集するには、取締役会設置会社ではそこでの招集決議が必要となるが、賛同する取締役の数が少ないと、決議そのものが得られない。

そこで総株式の議決権の100分の3以上を有する株主をして、売渡請求を議案とする株主総会招集の請求を行わせ、会社が応じないときは、同じ株主をして、裁判所の許可を得て株主総会を招集させることになる。となると、相続人がたとえ過半数の議決権を有していても、特別決議が可決されることもあり、別の手立てが必要になる。

(弁護士・浦田益之)